

明石市立小学校教育実習等取扱事務に関する細則

(実習希望者及び大学等の役割)

教育実習、養護実習(以下「実習」という。)の受け入れを希望する大学及び教職課程を有する専門学校(以下「大学等」という。)は、実習の手続きにおいて次の各号の役割を担うこととする。

- (1)大学等は実習希望者に対して、学内におけるオリエンテーションその他、実習の事前指導を十分行っておくこと。
- (2)実習希望者の申請・登録にかかわる業務は、大学等がとりまとめて行うこと。
- (3)大学等は、受け入れ可否通知を受け、実習受け入れ可能となった実習予定者全員に対して、実習開始までに健康診断を受診するよう指導するとともに、受診済みであることを確認すること。
- (4)麻しんの抗体有無の確認について、別添、「平成20年2月5日付19ス学健第31号により文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長からの通知」のとおり、各大学等で責任をもって行うこと。
- (5)大学等は、実習希望者に対して、実習開始前より終了までの間、体調管理に留意し、良好な健康状態で実習に臨むことができるように指導すること。
- (6)大学等は、実習開始の2週間以内において、健康観察票(別紙2-1)によって実習希望者の健康状況を確認すること。なお、実習直前の休日においては、その前日に大学等が実習希望者の健康状況を最終確認し、休日に体調不良等の症状があれば、実習希望者から大学等へ速やかに連絡できる手立てを講じておくこと。
- (7)実習希望者に対して、実習期間中は、実習校の指導教員へ自身の健康状況を報告するように指導すること。その際、実習各日の朝に健康観察票(別紙2-2)を提出し、指導教員による点検を受けさせることとする。
- (8)大学等は、実習校決定通知(様式3)が教育委員会事務局から送付された後、速やかに当該学生に伝え、学生自ら4月中旬頃までに実習校と連絡を取り、実習期間の相談を含め、事前の打ち合わせ等について確認するように指導すること。
- (9)実習期間中、大学等は実習校と事前に連絡をとり、日程調整の上、少なくとも1回は実習校を訪問し、実習生の指導に当たること。実習校への事前連絡なしの訪問は厳禁とする。
- (10)大学等は、実習希望者に対して教員志望の意志及び教員採用試験の受験の確認をすること。また、実習校決定後や実習途中で辞退することのないよう、実習希望者に対して事前に指導すること。

(実習生受け入れ業務)

実習生の受け入れにかかる受付・配置校決定等の業務は、教育委員会事務局学校教育課が担うこととする。

- (1)実習希望申込みから、実習校決定までにいたるスケジュール、手続きについては別添「教育実習等に係る事務手続きの流れ」のとおりとする。

- (2)学校状況を優先にした受け入れを行うため、本市での実習生受け入れが不可能になる場合もあることを、大学等の実習担当者は予め実習希望者に周知する。
- (3)実習生の配置校決定については、市内各学校の状況を勘案し決定する。
- (4)同一年度内に、小学校及び中学校両校種において実習を希望する者については、申し込む際にその旨を添えて申し込むこと。

(実習生に関すること)

実習生は配置校決定しだい、速やかに実習校に連絡をとり打ち合わせ等を行うこと。

(実習期間中の諸経費について)

学校給食費ならびに校外学習に係る交通費等の実費については、実習校の指示のもと、支払い手続きを行うこととする。また、それ以外に実費が発生した場合は実習生が実習校に支払うこととする。

(実習の評価)

実習生の評価については、各大学等の評価票は使用せず、「教育実習等成績報告票」(別紙1)を使用して評価し、それぞれの大学等へ実習校から送付する。

(実習の時期)

実習の時期は、受け入れの学校の年間計画に合わせるもので、大学等側で時期を指定することはできない。

(実習生の情報機器の取り扱い)

- (1)実習に必要な情報機器(PC、外部記憶装置、デジタルカメラ等)については、実習校が準備した機材を使用すること。携帯電話、スマートフォン等のカメラ機能も使用を禁止する。
- (2)実習生は、いかなる情報機器も実習校に持ち込み、使用してはならない。

(その他)

大学は、実習校に対して大学等独自のアンケートや要記入の書類等の送付は控えること。その他、実習校の過度の負担にならないよう配慮すること。

〈附則〉

この細則は、令和2年(2020年)1月8日から施行する。

〈附則〉

この細則は、令和3年(2021年)3月1日から施行する。

〈附則〉

この細則は、令和4年(2022年)3月1日から施行する。